

令和4年度 事業計画

☆ 社会的養護における今日的情勢

平成 28 年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定され、この改正法の理念を具体化するため、有識者による検討会で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられ5年が過ぎました。

市区町村を中心とした支援体制の構築、児童相談所の機能強化と一時保護改革、代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目に対し、数値のみに焦点があたっているが、あまり進展がないのが現状である。しかし子どもたちの最善の利益を目指す上で重要なことは、子どもたちに対する養育の質をいかに向上させるかということである。

改正児童福祉法の理念は、「子どもの最善の利益を守ること」すなわち、子どもが幸せに生きていくことを保障することである。我が法人として、子どもの育ちを豊かなものにするために、国の指針に従いながらも独自の支援を展開していきたいと考えている。

以下本年度法人・三施設の努力目標・行事計画及び予算について述べます。

☆ 努力目標

1 法人（本部）

- （1）児童の人権擁護に最大級の注意を払うと同時に、困難な実態を直視し、各施設の支援の充実を図る。
- （2）法人の中長期ビジョン策定とガバナンスの強化を図る。
- （3）永続的に高品質なサービスを提供するための人材確保・人材育成を図る。

2 養護園・ミニトクホーム・善峰ホーム・青雲塾ホーム

- 「子どもの最善の利益」を保障し、生活・養育の質の向上を図る。
- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化に向けた取り組みを行う。
- 専門職との連携の強化

1 子どもの権利擁護の視点を重点的課題とする。

- （1）施設の中での子ども達の悩み等に真剣に向き合い、その解消を支援できる職員養成を行う。
- （2）支援向上委員会の機能充実を図る。
- （3）苦情解決・第三者委員のシステムの機能の充実と定着を図る。

(4) 子どもの意見表明を尊重する体制を構築する。

2 職員の資質向上に努める。

- (1) 会議による意思決定の徹底。(ボトムアップ型の事業提案)
- (2) 一貫した法令遵守(コンプライアンス)の姿勢を徹底する。
- (3) 職員組織を理解し、指揮命令系統の徹底を図る。
- (4) 里親支援専門相談員を配置し、里親との連携を図る。
- (5) 職員間のコミュニケーションの円滑化を図る場の提供に努め、子ども支援・援助の隙間をつくらない。
- (6) 多職種間の連携を図り、支援・援助に対するスーパービジョン及びコンサルテーションの機会を通し、児童自立支援計画票を精査する。
- (7) 自立支援担当職員を配置し、社会自立後のサポート体制を構築し、他機関と連携を図り、サポートネットワークを作る。

3 児童養護施設での今日的課題である、地域化、小規模化及び個別化に向け取り組みを行う。

- (1) 現在運営している4カ所の地域小規模児童養護施設の機能をさらに充実する。
また国の指針に従い、5箇所目の地域小規模児童養護施設の開設を目指す。
- (2) 個別対応を充実させ、児童自立支援計画に焦点化していく。

4 職員の人材確保、人材育成の充実を図る。

- (1) 乳児院と連携して計画的な人材確保・育成・定着の取り組みを強化する。
- (2) 研修の一貫として乳児院、養護園の人事交流を行う。
- (3) 平成30年度に取得した、きょうと福祉人材育成認証制度を活用し、人材育成を強化する。

3 乳児院

○「子どもの最善の利益」を保障するため、更なる施設の高機能化・多機能化及び小規模化を図る。

○乳幼児ホーム構想実現に向けた取り組みの充実を図る。

1 小規模養育機能の充実を図る。

- (1) 生活単位の小規模化による家庭的体験の充実を図る。
- (2) 個別対応を重視した乳幼児へのアタッチメント形成の充実を図る。

2 施設の高機能化を図る。

- (1) 被虐待児・病虚弱児・障がい児への専門的ケアの充実を図る。
- (2) 専門職によるチームアプローチの充実を図る。
- (3) 早期家庭復帰等に向けた保護者支援・里親支援の充実を図る。

- 3 施設の多機能化を図る。
 - (1) 要保護児童等予防的支援機能の充実を図る。
 - (2) 一時保護機能の充実を図る。
 - (3) アフターケア機能の充実を図る。
- 4 養護園との連携強化を図る。
 - (1) 職員の人材確保・育成・定着の充実を図る。
 - (2) 研修の一貫として養護園、乳児院の人事交流を行う。
 - (3) ケアの連続性を念頭においた幼児の自立支援を養護園と協働する。

4 岡崎幼児園

- 1 職員体制の強化
 - (1) 新採職員を含めた体制づくり
- 2 保育内容の充実
 - (1) コロナ禍での保育計画の実施と見直し
 - (2) オンラインによる研修会への積極的な参加
 - (3) 定期的な園内研修による、専門性の強化
- 3 コロナ禍での子育て支援の強化
 - (1) あそぼうクラブの実施
 - (2) 子育て支援のための錦林ネットワークの実施
 - (3) 保護者会・保護者との連携を密にし、子育て支援の充実を図る
 - (4) 中学校チャレンジ体験、高校生職業体験事業等の受け入れ
- 4 調理室の充実
 - (1) 安心・安全・おいしい食事の提供
 - (2) 保育士との連携により「食育」の実施
 - (3) アレルギー食、除去食等の充実と誤食防止の徹底した取組み
 - (4) 離乳食・献立の見直し
- 5 環境の整備
 - (1) 子どもたちの発達を考えた環境作り（園内）
 - (2) 子どもたちが安全に楽しく活動出来る環境作り（園外）
- 6 地域との連携（コロナウイルス感染状況により対応）
 - (1) 地域に根付いた保育園づくり
(対外行事は原則として中止)